平成２２年（フ）第１１４９号
名古屋市港区小賀須３丁目101番地　要ビル201号
債務者　宮本　建二
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１５０号
名古屋市港区小賀須３丁目101番地　要ビル201号
債務者　宮本　弘美
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５０号
兵庫県姫路市勝原区朝日谷308番地１、従前の住所兵庫県揖保郡太子町矢田部301番地12
債務者　本多　正敏
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３０４号
兵庫県赤穂市中広1576番地の32　県営千鳥高層住宅１―102
債務者　片山喜久雄
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３１７号
兵庫県姫路市広畑区西蒲田507番地９
債務者　谷永　修二
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３３１号
鹿児島県鹿児島市谷山中央５丁目29番１号サンシャイン村崎Ⅱ203号
債務者　日高　里美
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３３９号
鹿児島県鹿児島市田上２丁目３番31号ディアスハイツ102号
債務者　葵　　幸恵
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３４２号
鹿児島県鹿児島市西伊敷６丁目４番１号
債務者　坂元　俊郎
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
北海道小樽市長橋５丁目27番15号、前住所北海道小樽市幸４丁目８番８号
債務者　福島　　専
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１０６号
北海道小樽市銭函２丁目18番382号　銭函団地３号棟
債務者　小松平隆美
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１０７号
北海道小樽市銭函２丁目18番382号　銭函団地３号棟
債務者　小松平由希子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１１０号
北海道小樽市花園１丁目８番２号　レジデンスかま栄、前住所北海道小樽市石山町26番８号
債務者　千石　博子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１１７号
北海道小樽市桜５丁目17番22号、前住所札幌市豊平区西岡五条１丁目３番３号　リバーサイドハイツ102号
債務者　池田　英樹
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第５０８号
宮城県名取市飯野坂７丁目４番５号　雷神コーポ202号
債務者　吉田　研吉
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５８４号
宮城県黒川郡大衡村大衡字河原63番地２
債務者　米澤　豊之
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６００号
仙台市太白区大野田１丁目４番48号　大野田ＹＫハイツＢ103
債務者　森山　友勝
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６２２号
仙台市宮城野区岩切字鴻巣163番地の２
債務者　飯田　直弘
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係